

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年6月19日（令和7年（行情）諮詢第715号）及び同年7月3日（同第758号）

答申日：令和7年12月3日（令和7年度（行情）答申第655号及び同第656号）

事件名：防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成6年度特別研究の一部開示決定に関する件

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成11年度特別研究の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書20」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年2月21日付け防官文第2731号、令和元年11月26日付け同第10590号、平成31年2月21日付け同第2736号及び令和元年9月25日付け同第7588号により防衛大臣（以下「処分序」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

（1）原処分1及び原処分3に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

（2）原処分2に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ （略）

キ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(3) 原処分4に係る審査請求書

アないしエ (略)

オ及びカ 上記(2)オ及びキに同旨。

第3 質問序の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2731号及び同第2736号により、文書1及び文書11について、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分（原処分1及び原処分3）を行った後、令和元年1月26日付け同第10590号及び同年9月25日付け同第7588号により、文書2ないし文書10及び文書12ないし文書20について、法5条1号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分2及び原処分4）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件質問に当たっては、各開示請求に係る先行決定及び後行決定についての審査請求ごとに併合し質問する。

なお、原処分に対する各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約5年4か月ないし約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、質問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

(1) 原処分2

文書1ないし文書10のうち、文書8の文書中、「はじめに」の研究参加者の客員研究員の一部並びに29ページ及び30ページの「エ. 研究交流」の一部については、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

(2) 原処分4

文書11ないし文書20のうち、文書19の文書中、表紙の役職及び氏名の一部及び1ページの氏名の一部については、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について（各質問共通）

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件各開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和7年6月19日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第715号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年7月3日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第758号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑤ 同月17日 | 審議（令和7年（行情）諮問第715号及び同第758号） |
| ⑥ 同年11月27日 | 令和7年（行情）諮問第715号及び同第758号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、各諮問において、諮問庁は、先行決定である原処分1及び原処分3に係る各審査請求に

ついても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件各開示請求は、防衛研究所において実施された調査研究に関し、平成6年度及び平成11年度の特別研究に関する文書（企画部保有分）の開示を求めるものであると解し、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかつた。

(2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた各開示請求の対象とする年度の調査研究実施報告書と本件対象文書とを突合して確認したところ、全ての文書が上記報告書に記載された調査研究に係る文書と一致することが認められる。

そうすると、上記（1）の諮問庁の説明は首肯できる。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、調査研究に参加した諸外国の研究者の役職や氏名等に関する情報が記載されており、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、当該不開示部分の役職や氏名等を公にする慣行の有無について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該不開示部分の役職や氏名等については、いずれも、公務員のものではなく、これを公表することへの同意も得られなかつたため、公表されていない旨の説明があった。そうすると、当該不開示部分については、いずれも法5条1号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情は認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分であるから、法6条2項に規定する部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定することは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成6年度特別研究（諮問第715号）

(2) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成11年度特別研究（諮問第758号）

2 本件対象文書

(1) 上記1(1)の開示請求の対象として特定された文書（原処分1及び原処分3）

文書1 地域紛争の将来像－「文明の衝突」の批判的検討を通じて－（表紙のみ。）

文書2 地域紛争の将来像－「文明の衝突」の批判的検討を通じて－（表紙を除く。）

文書3 クリントン政権の安全保障政策について

文書4 新コムに向けた各国の動向の調査・分析

文書5 わが国の防衛産業のあり方について

文書6 現代戦の総合的考察－RMAにおける将来戦の見方－

文書7 ロシアの安全保障政策策定に影響を及ぼす潜在的主要因に関する
考察－ロシア（人）の安全保障観－

文書8 防衛分野における日韓関係の将来像

文書9 戦域ミサイル防衛の戦略的側面

文書10 日本軍の兵役制度－主として予備役制度について－

(2) 上記1(2)の開示請求の対象として特定された文書（原処分2及び原処分4）

文書11 主要国におけるいわゆる領域警備任務と軍および警察機関の役割（表紙のみ。）

文書12 冷戦後における米国の国防政策をめぐる論議について

文書13 主要国におけるいわゆる領域警備任務と軍および警察機関の役割（表紙を除く。）

文書14 軍による国際貢献の在り方

文書15 我が国の航空機工業の展望と防衛産業としての基盤維持のあり方

文書16 米軍の統合化と指揮通信システムについて

文書17 ミサイル脅威と日本の安全保障

文書18 冷戦後における核保有国の核戦略について

文書19 将来のロシアの国家像－内的システムの変化とその影響－

文書20 2国間交流と安全保障